

知っておきたい！ 共働き夫婦のお金の話

～家計&財産管理、離婚時の財産分与～

このコーナーでは全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは「共働き夫婦のお金に関する悩みと解決策」です。共働きは収入が多い一方で、家計全体の状況を把握しづらいなどお金に関する落とし穴が潜んでいます。こうした具体的な問題点や対策、工夫などについて、横井規子アドバイザーにうかがいました。

第25回

講師：横井規子

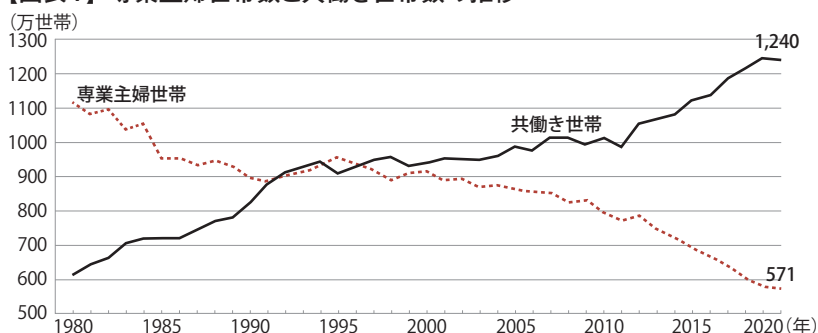
北海道金融広報アドバイザー

増え続ける共働き夫婦の 家計の特徴と傾向

1990年代半ばに専業主婦世帯数を追い越した共働き世帯数は、今や専業主婦世帯の2倍以上となっており、現在の夫婦の生活スタイルの主流と言っても過言ではありません【図表1】。

共働き夫婦（以下、共働き）は、収入が2人分あることで片働き夫婦（近年では、夫婦の一方が家計を支えている家庭のことをこのように呼びます。

【図表1】 専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移



※「専業主婦世帯」の夫は農林業雇用者を含まない。「共働き世帯」は農林業雇用者を含まない。

(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯1980年～2020年」を基に作成
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/pdf/g0212.pdf>

【図表2】 共働きのタイプ別家計管理方法

	特 徴	メリット	デメリット
① 費用別分担 タイプ	・費用別に夫婦で分担 ・担当分を支払った残りのお金は、各自自由に使う	・新たな口座を作ったり、口座に振り込む手間がかからない	・生活費以外は自由に使え、お金がたまりにくい ・お互いのお金の使い道や貯蓄額などが把握しづらい
② 共有口座 タイプ	・生活費専用の口座を作り、各自が一定額を入金 ・口座に入金した以外のお金は、各自自由に使う	・生活費の支出内容やお金の流れなどがわかりやすい	・生活費以外は自由に使え、お金がたまりにくい ・お互いのお金の使い道や貯蓄額などが把握しづらい
③ 片方負担 タイプ	・夫婦どちらかの収入で生活し、一方の収入は貯蓄 ・各自が自由に使うお金はこづかい制などで制限	・お金がたまりやすい ・収入の変化や不測の事態にも対応しやすい	・生活費を担当する側が不公平感を持ちやすい

本稿では以下、片働きの表現（よりお金に余裕が生まれやすく、夫婦のどちらかに何かあっても収入がゼロにならないという特徴があります。一方、支出内容が片働きの比に比べて複雑で、家計全体のお金の流れや貯蓄の現状を把握しづらいため、相手の収支を把握していない夫婦も多いようです。また、「惣菜や冷凍食品などコストが高い商品にかたよりがちな食費をはじめ、外食費、被服費、美容費、交際費などの支出が多い」、「家事をする時間がない

ため家事代行サービスなどを利用」、「旅行やイベント、教育にお金をかける」などの傾向が見受けられます。

このように出費がかさむ傾向にあっても、収入の余裕から財布の紐が緩みがちで、貯蓄ができていない家庭もあり、実際に多くの相談を受けます。また、家計分担任に対する不公平感や、こづかいへの不満の声もよく聞きます。

三つのタイプに分類できる 共働きの家計管理

共働き家計の管理方法はさまざまですが、これまで私が受けた相談内容から大きく分けると、①家賃は夫、食費は妻といった「費用別分担タイプ」、②家計専用の口座に各自が一定額を入金する「共有口座タイプ」、③夫婦どちらかの収入で生活する「片方負担タイプ」の三つに分類できます【図表2】。一概には言えませんが、①の費用別分担タイプと②の共有口座タイプは、自分で稼いだお金という意識が強く、お互いのお金に干渉しない夫婦が多いように思います。③の片方負担タイプは比較的年齢が高く、収入の差が大きい夫婦に多く見られます。

家計管理は、各家庭の考えや事情があるので、どのタイプが正解ということはなく、自分たちの生活に適したタイプで行えばよいと思います。し

かし、①の費用別分担タイプと②の共有口座タイプでは、お互いのお金の使い道や貯蓄について把握していないケースが多いため、「貯蓄ができていない」という共働きの典型的な問題が起こりやすいと思われます。このため、「貯蓄すること」を優先順位として高く考えるなら、③の片方負担タイプがお勧めです。夫婦どちらかの予想せぬ収入減などにも対応しやすいというメリットもあります。ただ、生活費を負担する側が不公平に思ったり、生活費を出していない側も遠慮からストレスを感じるといった問題が起きやすいようです。例えば、生活費を出していない側がレジャー費などの特別な支出を負担するなど、ある程度のバランスをとることでお互いの気持ちが楽になると思います。

大切なことは、各タイプのデメリットを理解しきちんと解消しておかないと、家計の問題も解決できないということです。しかも、デメリットの裏に潜む「家計や相手のお金に対する無関心」によって、家計の問題は表面化しづらく、借金や離婚など大きな問題へ発展する恐れもあります。

家計管理の改善ポイントは「家計の見える化」と「共同経営者としての意識」

お金がたまらない共働きの背景には、「不透明な家計×お互いのお金に対する無関心＝無計画な浪費」という方程式があるように思います。この方程式を解消すべく家計管理の改善を行うことが、問題解決につながります。

家計管理の改善は、「家計の見える化」という行動と、「お互いが家庭の共同経営者」という意識の二つがポイントになります。そのためにはまず、夫婦で協力してライフプランを立てることが必須です。出産、子どもの教育、家や車の購入、老後の生活など、最初は大大まかでのいので、これから起こり得るイベントについてお互いがどのように考え、どれくらいのお金が必要なのかを夫婦で共有し、同じ目的を持つことが大切です。とくに、三大資金といわれる住宅購入資金、教育資金、老後資金は金額が大きいいため、早めに準備と



対策をしておく必要があります。

ライフプランが立てられれば、それを実現するためのマネープランを立てることが出来ます。ライフプラン実現のために毎月いくら貯蓄が必要か、自由に使えるお金（こづかい）はいくらののか、貯蓄するお金が足りないならどの支出を減らすべきか、自分たちに合った家計管理はどのタイプか、夫婦で築いた資産（家など）の名義をどうするかといったことを、話し合って決めます。そして、そのルールを守りながら家計管理を持続するために、夫婦がお互いのお金の流れや状況を確認できる「家計の見える化」を行うのです。金融機関のほか家計管理アプリでも、夫婦で同じ口座を閲覧できるなど、いろいろな「家計の見える化」のサービスを提供しているので、活用するのもよいでしょう。

それ以外にも、家計管理の改善に効果的な工夫として、「天引き貯蓄」があげられます。給料が入ったら、最初に一定の金額を差し引いて貯蓄してしまいうので、毎月自然にお金がたまっていく便利な仕組みなのですが、意外と利用していない夫婦が多いです。また、教育費や旅行費など目的別に分けて貯蓄する「目的別貯蓄」もお勧めです。ライフプランの時間軸に合わせて、「今は老後資金を抑えて教育費に力を入れ

る」など、バランスよく貯蓄ができるメリットがあります。そして、「こづかい制」の導入です。毎月自由に使えるお金に上限があることで、「不要なものを買わない」というコスト意識も磨け、出費を減らすことができます。ただ、共働きは「自分で稼いだお金」という意識が両者にあるため、とくにこづかいは注意を要します。ランチ代や化粧品代はこづかいなのか、それとも生活費なのか、夫婦でも考え方が違うことが多く、自由に使える金額が少なく不満が蓄積し、夫婦喧嘩の原因になることも少なくありません。こづかいに何が含まれるのかをしっかりと確認したうえで金額を決めるようにしましょう。そしてもう一つ大事なことは、金額を決めた後、お互いのこづかいの具体的な使い道には干渉しないことです。いくら貯蓄が増えても、管理に縛られてストレスを感じる毎日を送っているのは、健全な家計管理とは言えません。自由度に制限があるこづかい制だからこそ、適度な自由が必要であると考えます。

相談事例で見る 共働き家計の問題と対策

共働きの家計管理によるお金の問題の事例として、あるご家庭（Aさん一家）の相談内容と対策を紹介します。

《相談内容》

・小学生の子どもがいる3人家族。年収は夫婦で約1000万円。

・家計管理は費用別分担タイプ。分担後の残りのお金は、夫婦各自が自由に使う。

・夫はゴルフや交際費にお金をかけがち。妻はストレス解消のために、ネット通販を年間100万円以上利用。妻が転職で減収になったが、生活レベルを下げられずに毎月赤字傾向。

・「相手の稼ぎがあるから大丈夫」、「貯蓄は相手がいるだろう」とお互いに考えていた。

・子どもの小学校入学をきっかけに、お互いの貯蓄を確認すると、2人で300万円ほどとわかった。このままでは子どもの教育費が足りないかもと危惧し、相談に訪れた。

《対策》

Aさん一家の家計の特徴は、「不透明な家計、相手のお金に無関心、無計画な支出」の典型と言えます。生活レベルを下げられないのも、共働きや高収入家庭によくあり、借金など問題を大きくしてしまう要因になります。

まず夫婦で、気づきのきっかけになった教育を中心にライフプランを話し合ってもらい、教育にかかる金額を認識してもらいました。今の家計や貯蓄では厳しいことを理解して、子どもが

高校を卒業するまでに必要な教育資金を貯めることを、Aさん一家の家計管理の共通目的としました。

Aさん一家の家計管理の主な改善ポイントには以下になります。

・管理方法を片方負担タイプに変更して、夫の収入で生活費を負担。妻の収入は、基本的に貯蓄にまわし、家族旅行など特別な支出はその貯蓄から出す。

・夫の会社の財形貯蓄制度を活用して、教育資金を天引きでためる。

・こづかい制を導入。毎月の出費内容をお互いに伝えて、それに見合った金額を決定。

こうした家計管理の対策や工夫による行動と意識の変化で、Aさん一家の家計はかなり改善されました。ぜひ参考にしてほしいと思います。

住宅ローンの借り方

知っておきたい活用法と注意点

共働きの家計相談では、住宅ローンについてよく質問されます。片働きで住宅ローンを借りる場合は、収入のある人が主債務者になる「単独ローン」となりますが、共働きの場合は、単独ローンより多額のお金を借りられる「ペアローン」、「連帯債務型」、「連帯保証型」といった選択肢もあります【図表3】。ペアローンは夫婦それぞれの契約に

なるので、「夫は返済期間20年の固定金利型、妻は返済期間10年の変動金利型」というように、返済方法を決められま

【図表3】 共働きにおける住宅ローンの借り方

	特 徴	メリット	デメリット
単独ローン	・夫婦どちらか一方が自分の収入で審査を受けて、主債務者になる ・借入れ可能額は、主債務者の収入に応じた金額	・手続きがシンプル	・借入れ可能額が少ない
ペアローン	・夫婦各自の収入で審査を受けて、各自が主債務者になる ・借入れ可能額は、各自の収入に応じた金額	・単独ローンより借入れ可能額が多い ・各自が違う返済条件で契約できる ・住宅ローン控除や団体信用生命保険を2人分利用できる	・2契約分の諸費用がかかる ・片方の減収で返済が行き詰まることもある
連帯債務型	・夫婦の収入を合算して審査を受けて、一方が主債務者、もう一方が連帯債務者になる ・借入れ可能額は、主債務者と連帯債務者の合算収入に応じた金額	・単独ローンより借入れ可能額が多い ・住宅ローン控除を2人分利用できる	・金融機関によっては、連帯債務者は団体信用生命保険に加入できない場合もある ・片方の減収で返済が行き詰まることもある
連帯保証型	・夫婦の収入を合算して審査を受けて、一方が主債務者、もう一方が連帯保証人になる ・借入れ可能額は、主債務者と連帯保証人の合算収入に応じた金額	・単独ローンより借入れ可能額が多い	・連帯保証人は住宅ローン控除や団体信用生命保険の対象外

す。個々の働き方や考え方に応じた返済方法を選択できるのは、共働きにとつて大きな魅力と言えるでしょう。

税金面においても、ペアローンと連帯債務型によるメリットは見逃せません。まず、住宅ローン控除は夫婦2人が受けられます。また、家の所有権が共有名義になるため、家の売却時に一定の要件を満たせば、夫婦それぞれ最高3000万円の特別控除を受けられます（「居住用財産を譲渡した場合の3000万円の特別控除の特例」。家の名義人が亡くなった場合、共有名義なら所有する持分のみが課税対象なので、相続税が抑えられます。

次に、注意すべき点も知っておきましょう。

■返済リスク

住宅ローンは「いくら借りられるか」より「いくら返せるか」が大切です。今は2人とも十分な収入があつて多額の借入れができたとしても、住宅ローンを支払う数十年の間に、減収など不測の事態が起こる可能性もあります。2人でやっと返済できる金額を1人で返済するとなると、家計の破綻を招きかねません。ライフプランや貯蓄なども十分に考慮して、ぎりぎりの返済計画にならないようにしましょう。

■コスト高

ペアローンでは、夫婦それぞれの契

約になるため、事務手数料や保証料などもそれぞれの契約に必要となります。また、夫婦連生団体信用生命保険ではなく、各自で団体信用生命保険に加入した場合、加入する死亡保険の負担が単独ローンより大きくなることもあります。いろいろなパターンを比較検討して、トータルコストを下げる選択を心がけてほしいと思います。

離婚時の財産分与における 共働きならではの注意点

婚姻中は、夫婦は協力して財産を増やし、維持していきます。しかし離婚となった場合、2人で築いた財産を合理的に分割する「財産分与」を行わなければなりません。財産分与の対象資産は、婚姻してから別居までに夫婦で形成した共有財産となる「現金・預貯金、有価証券、不動産、車、貯蓄性のある保険、年金、退職金、負債など」が当てはまります。財産分与の基本的なことは共働きも片働きも変わりませんが、共働きならではの注意点があるので紹介します。

■年金の分割

年金の分割は、年金分割制度によって定められており、婚姻期間中の保険料納付記録を分割することになります【図表4】。この分割制度には「合意分割制度」と「3号分割制度」の2種類

【図表4】合意分割制度と3号分割制度の比較

	合意分割制度	3号分割制度
分割対象となる離婚時期	2007年4月1日以後の離婚	2008年5月1日以降の離婚
分割の決定方法	当事者間の合意または家庭裁判所の決定	当事者間の合意は不要
分割の対象	婚姻期間中の夫婦の厚生年金の保険料納付記録	2008年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間における、相手の厚生年金保険の保険料納付記録
分割の割合	2分の1が上限	2分の1
分割請求できる期限	原則、離婚した日の翌日から2年以内	

があり、共働きは合意分割制度が適用されます。

年金分割制度は、厚生年金が対象となり、国民年金や厚生年金基金、国民年金基金などは対象外となります。例えば、夫が自営業で妻が会社員の場合、妻の厚生年金のみが分割対象になるということを覚えておきましょう。

■家の財産分与

婚姻期間中の購入なら、名義にかか

わらず財産分与の対象になります。しかし、ペアローンや連帯債務型など2人で住宅ローンを支払い、その残債がある場合は少々面倒です。

例えば、ペアローンで残債がある家に妻が住み続けるため、夫の所有権を妻に譲渡して100%妻名義にすることで、夫の住宅ローンの残債を妻が引き受けるとします。しかし、夫の住宅ローンは金融機関との契約であるため、家や住宅ローンの名義や契約変更などは、金融機関の同意が必要となります。残債が多く妻1人の収入に見合わないなどの場合は、審査が厳しくなるほか、別の金融機関での借換えも、容易ではありません。家の財産分与や住宅ローンの契約変更などは、金融機関へ早めに確認しておきましょう。

家計管理の決め手は 夫婦のコミュニケーション

共働きの家計管理の改善には「家計の見える化」と「共同経営者としての意識」が必要であるとお伝えしました。そして何より大切なことは、「お金に

ついて話し合う」という夫婦のコミュニケーションです。共働きでは、お金の流れはもちろん、夫婦の考え方や生活スタイルなど複雑な傾向にあり、すれ違いや争いが起こることも考えられます。だからこそ、ふだんからコミュニケーションを意識して、離婚などの事態にならないように、協力と信頼で支え合いながら未来を築いてほしいと願っています。



横井 規子（よこい・のりこ）

CFP®認定者、北海道金融広報アドバイザー、公益社団法人札幌消費者協会理事、一般財団法人ゆうちょ財団金融教育支援員。一人娘のお金のしつけをきっかけに、子どもたちへの金融教育に取り組む。親子でゲームをしながら楽しく学ぶ「こづかい講座」を開催。子どものお金のしつけに関する講演会など、子育て世帯とふれあう機会も多いことから、教育資金対策や家計管理の相談にも力を入れている。

★共働きの家計管理は「費用別分担タイプ」「共有口座タイプ」「片方負担タイプ」に分類できる。

★家計管理の改善ポイントは「家計の見える化」と「共同経営者としての意識」。

★住宅ローンの借り方によっては、返済リスクや財産分与時のトラブルになる可能性がある。